



大館市（令和6年度）

一般不妊治療・不育症治療費助成について



対象者

- (1) 不妊症あるいは不育症と診断を受けたご夫婦（事実上婚姻関係のかたを含む）
- (2) 申請日の1年以上前から、ご夫婦あるいはどちらか一方が大館市に住所を有しているかた

助成金額

- (1) 一般不妊治療（男性不妊治療含む）あるいは不育症治療費：15万円／年度（限度額）
検査及び調剤の費用を含む 各証明書手数料や入院代等は除く
- (2) 通院交通費 医療機関までの距離により、通院一回につき、下記の金額を助成
片道 概ね 50km～100km未満：2,000円／回（限度額 10,000円／年度）
片道 概ね100km以上：4,000円／回（限度額 20,000円／年度）

申請方法

- ・申請は事前に電話予約（Tel0186-42-9055）が必要です。
- ・治療期間の終了日から3か月後の月の末日までに、必要書類を添え、大館市保健センターへお越しください。

申請に必要な書類等

1	大館市不妊治療費等助成金申請書	「おおだて子育てねっと」からダウンロード可
2	大館市一般不妊治療受診等証明書あるいは大館市不育症治療受診等証明書	「おおだて子育てねっと」からダウンロード可
3	協力医療機関受診等証明書（協力医療機関がある場合のみ）	「おおだて子育てねっと」からダウンロード可
4	医療機関又は院外処方により薬局が発行した領収書及び領収明細書（写）	
5	請求書	「おおだて子育てねっと」からダウンロード可
6	債権者登録申請書（市役所に口座を登録しているかたは不要）	「おおだて子育てねっと」からダウンロード可
7	助成金を入金する口座のわかるもの（申請者の口座名義の通帳又はキャッシュカードの写し）	
8	夫婦のうちいずれかが市外に住所を有している場合は、初回に限り住民票（単身赴任等で市外に居住している場合、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）	
9	住民登録情報で婚姻関係が確認できない場合は、初回に限り戸籍謄本（世帯に同性のきょうだいがあり、婚姻が確認できない場合）	
10	他の助成等を受けた場合はそれを証明できるものの写し	

申請時の注意事項は裏面をご確認ください

申請時の注意事項

○治療期間の終了日とは、一般不妊治療受診等証明書（右記）で医師が記入した治療期間の

一般不妊治療受診等証明書

次のとおり一般不妊治療を実施し、これに係る費用を徴収したことを証明します。

実施医療機関 所在地
名称
医師名

受 診 者	ふりがな 氏名	夫	妻
	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)
	住 所		
	治 療 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
	検査・治療内容	<input type="checkbox"/> 不妊症を判定するための検査 <input type="checkbox"/> タイミング療法	

赤い枠の日を示します。証明書の発行日ではありません。
(不育症治療受診等証明書も同様)

治療期間の終了日が3月31日以前の証明書は、3月31日までに申請することをおすすめします。

○申請時期が分からない、治療期間が年度を超える場合は、お気軽にご相談ください。

< 申請時期の例 > **治療継続中のかたでも申請可能です。**

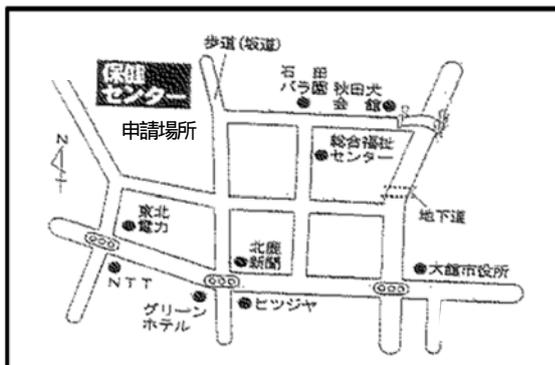
治療の区切りでの申請	<ul style="list-style-type: none"> ・治療する医療機関を変更した ・特定不妊治療（体外受精・顕微授精など）に移行する ・治療を一時的に休むことにした ・治療を中断する ・妊娠反応陽性となった など
治療継続中に申請	<ul style="list-style-type: none"> ・4月から翌年3月までを1年度として区切り、申請する ・治療継続中であるがこれまでの治療費を申請する ・治療開始から今までの治療費が上限額の15万円に達した など

○不育症検査を実施し、その後に不育症治療を開始した場合は検査費用も助成対象となります。ただし、検査後に治療を行わなかった場合は大館市の助成対象となりません。

検査費用については、秋田県不育症検査費用助成事業で申請できる場合があります。詳しくは秋田県庁ホームページまたは秋田県健康福祉部（018-860-1422）へ直接お問い合わせください。



— 問い合わせ・申請 —



大館市福祉部 健康課 母子保健係
大館市字三ノ丸55番地（保健センター内）
TEL 0186-42-9055

おおだて子育てねっと



子育て応援ポータルサイト
「おおだて子育てねっと」掲載

不妊治療費支援

